

平成29年 6 月 29 日

株 主 各 位

京都市下京区朱雀内畑町41番地

株式会社 中央倉庫

取締役社長 木 村 正 和

第137回 定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、本日開催の当社第137回定時株主総会において、下記のとおり報告ならびに決議されましたので、ご通知申しあげます。

敬 具

記

- 報告事項
1. 第137期（平成28年 4 月 1 日から平成29年 3 月 31 日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
本件は、上記事業報告の内容、連結計算書類の内容およびその監査結果を報告いたしました。
 2. 第137期（平成28年 4 月 1 日から平成29年 3 月 31 日まで）計算書類の内容報告の件
本件は、上記計算書類の内容を報告いたしました。

決議事項

第 1 号議案 剰余金処分の件
本件は、原案どおり承認可決されました。
(期末配当は、1 株につき12円50銭)

第 2 号議案 定款一部変更の件
本件は、当社事業の現状に即し、事業内容の整備と明確化を図るとともに、事業内容の多様化に対応するため事業目的を変更・追加すること、および経営体制の一層の強化を図るため、取締役の員数を1名増員し9名から10名に変更することについて、原案どおり承認可決されました。
なお、変更の内容は後記「定款変更内容」のとおりであります。

- 第3号議案** 取締役10名選任の件
本件は、原案どおり取締役に湯浅康平、木村正和、中村秀麿、谷奥秀実、田澤文彦、野村正夫、田口忠夫、湯浅章吾、綱島 勉、西山忠彦の10氏が選任され、それぞれ就任いたしました。
なお、綱島 勉氏および西山忠彦氏は、社外取締役であります。
- 第4号議案** 監査役2名選任の件
本件は、原案どおり監査役に岡 一之、藤本真人の両氏が選任され、それぞれ就任いたしました。
なお、藤本真人氏は、社外監査役であります。
- 第5号議案** 補欠監査役1名選任の件
本件は、原案どおり補欠監査役に荒井正邦氏が選任されました。
なお、荒井正邦氏は、補欠の社外監査役であります。
- 第6号議案** 取締役の報酬額改定の件
本件は、取締役の報酬額を年額16,000万円以内(うち社外取締役分1,500万円以内)とし、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとするについて、原案どおり承認可決されました。
- 第7号議案** 監査役の報酬額改定の件
本件は、監査役の報酬額を年額3,000万円以内とするについて、原案どおり承認可決されました。
- 以 上

なお、本總會終結後の取締役会において、代表取締役会長に湯浅康平氏、代表取締役社長に木村正和氏が選定され、それぞれ就任いたしました。この結果、平成29年6月29日現在の当社取締役および監査役は次のとおりであります。

| | | |
|-----------|---------|-----------------|
| 代表取締役会長 | 湯 浅 康 平 | |
| 代表取締役社長 | 木 村 正 和 | |
| 常 務 取 締 役 | 中 村 秀 麿 | (企画管理本部長) |
| 常 務 取 締 役 | 谷 奥 秀 実 | (営業統括本部長) |
| 取 締 役 | 田 澤 文 彦 | (国際梱包事業部長兼通関部長) |
| 取 締 役 | 野 村 正 夫 | (北陸支店長) |
| 取 締 役 | 田 口 忠 夫 | (営業統括本部営業部長) |
| 取 締 役 | 湯 浅 章 吾 | (京都支店長) |
| 取 締 役 | 綱 島 勉 | |
| 取 締 役 | 西 山 忠 彦 | |
| 常 勤 監 査 役 | 岡 一 之 | |
| 監 査 役 | 藤 本 眞 人 | |
| 監 査 役 | 吉 本 喜 博 | |
| 監 査 役 | 吉 松 裕 子 | |

(注) 取締役綱島 勉および西山忠彦の両氏は社外取締役、監査役藤本真人および吉松裕子の両氏は社外監査役であります。

期末配当金のお支払いについて

第137期 期末配当金は6月30日からお支払いいたしますので、同封の「期末配当金領収証」により最寄りのゆうちょ銀行全国本支店および出張所ならびに郵便局（銀行代理業者）においてお受け取りください。

口座振込をご指定の方は、「配当金計算書」および「お振込先について」（株式数比例配分方式の方は「配当金のお受け取り方法について」）を同封いたしましたので、ご確認ください。

なお、確定申告の際には、同封の「配当金計算書」をご利用いただけます。株式数比例配分方式を選択された株主様については、お取引の証券会社にご確認ください。

(定款変更内容)

(下線部分は変更箇所を示しております)

| 旧 定 款 | 新 定 款 |
|---|--|
| <p>(目的) 第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。 1. 倉庫業 2. 貨物運送事業 3. 通関業 (新設) (新設) 4. <u>梱包事業ならびに包装資材の加工、販売業</u> (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) 5. <u>倉庫、土地、建物その他施設の賃貸業</u> (新設) (新設) 6. <u>前各号に関連する事業</u></p> | <p>(目的) 第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。 1. (現行どおり) 2. 貨物運送業 3. (現行どおり) 4. <u>陸上・海上・航空運送の取扱業および代理業</u> 5. <u>国際複合一貫輸送業およびその代理業</u> 6. <u>梱包業ならびに包装資材の加工、販売業</u> 7. <u>流通加工業</u> 8. <u>医薬品、医薬部外品、化粧品および医療機器の包装、表示および保管業</u> 9. <u>情報システムの企画、開発、販売および運用管理業</u> 10. <u>機器物品の搬出・搬入・据付業</u> 11. <u>移転業務に伴う中古事務機器・仕器の売買</u> 12. <u>不動産の売買、賃貸、仲介および管理業</u> 13. <u>損害保険代理業</u> 14. <u>生命保険の募集に関する業務</u> 15. <u>前各号に関連する事業</u></p> |
| <p>(員数) 第19条 当社の取締役は、<u>9</u>名以内とする。</p> | <p>(員数) 第19条 当社の取締役は、<u>10</u>名以内とする。</p> |